

Vol.25

PSA 検査について

平成 24 年 6 月 22 日

大阪・国保審査委員

国保では、今月から PSA 検査について過去 1 年分について縦覧審査されるようにシステムが変更になっています。このため多数のレセプトで頻回の PSA 検査が自動的に査定対象となっています。PSA 検査については、「医科点数表の解釈」をよく読んでご請求下さい。

参考（保険診療の手引き第 8 版より）

※腫瘍マーカーは、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、悪性腫瘍の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1 回を限度として算定する。

※腫瘍マーカーは、転帰の決定までに 1 回測定可（原則、前立腺癌の疑いを除く）

※「前立腺癌の疑い」で PSA 検査を施行した。

grey zone の場合、病名そのまま（前立腺癌の疑い）で 3 ヶ月毎に PSA を検査しても可。

※PSA 3 回目の結果を患者さんに説明した日付でカルテとレセプトに転帰を記載すること。転帰の記載が無ければ、完了とならず、次回の測定は 4 回目となり査定となります。一旦完了すれば、次回の PSA 検査は初回となります。この場合、前回の値はありませんので前回の値は記載しないで下さい。前回の記載があれば、初回扱いとはなりませんのでご注意下さい。

平成 19 年 5 月 26 日

大阪泌尿器科臨床医会で説明済

PSA の測定について

腫瘍マーカーは、転帰の決定までに 1 回測定可

PSA については、3 ヶ月に 1 回、計 3 回まで可

転帰の記載が無い限り、何ヶ月空いても何年空いても 2 回目 3 回目である。

転帰欄に中止とあれば、癌はいつ発生するかわからないので、中 3 ヶ月空けば、新規検査と判断する。

ただし、前回の値が記載されていれば 2 回目 3 回目と判断する。

新規であれば前回の結果は、記載しないように患者さんの来院が無かったので、月末に中止の記載は、不可（診療を行った日付で転帰の記載して下さい。）